

役員退任慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本産業機械工業会の常勤役員(以下、「役員」という。)の退任慰労金に関し、必要な事項を定める。

(退任慰労金の額)

第2条 退任慰労金は、退任時の月額報酬に0.25を乗じた額に在任期間(月数)を乗じた額とする。

なお、退任する役員の任期中の業績を勘案し、会長の決定により退任慰労金の10%を限度に加算又は減算することができるものとする。

(在任期間の計算)

第3条 在任期間は、役員就任の日から起算し、退任の日までとし、1ヵ月に満たない端数が生じた場合は、1ヵ月とする。

(役員死亡の場合の支給)

第4条 役員が死亡した場合の退任慰労金は、労働基準法施行規則第42条乃至第45条に定める順位により遺族に支給する。

(端数の計算)

第5条 退任慰労金の計算の結果生じた1,000円未満の端数は、1,000円に切り上げる。

(退任慰労金の支給時期)

第6条 退任慰労金は、特別の事由がある場合を除き、支給事由が発生した日から、1ヵ月以内に支給する。

附 則

1. この規程は、平成20年4月1日より施行する。